

石川県公報

平成 20 年 12 月 19 日
第 1 2 1 4 5 号 (金曜日)
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		○ 予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課) 7
○ 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課) 1		○ 同 (同) 7
○ 青少年に有害な興行の指定 (子ども政策課) 1		○ 土地区画整理事業の施行認可公告 (都市計画課) 8
○ 青少年に有害な図書等の指定 (同) 2		○ 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課) 8
○ 保安林の指定予定 (森林管理課) 2		公安委員会
○ 保安林の指定 (同) 2		○ 石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 8
○ 公有水面埋立て工事のしゅん功の認可 (水 産 課) 3		選挙管理委員会
○ 県道の区域の変更 (道路整備課) 4		○ 政治団体の届出の公表 10
公 告		○ 政治団体の届出事項の異動の届出の公表 10
○ 政府調達に関する協定に係る入札公告 (管 財 課) 4		監 査 委 員
○ 特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課) 6		○ 行政監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 10

告 示

石川県告示第666号

石川県税条例 (昭和29年石川県条例第23号) 第171条の3第2項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成20年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 又 は 名 称	代表者名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
中 島 石 油 株 式 会 社	井 田 眞 瀧	七尾市中島町崎山 3 部58番地 1	平成20年12月 1 日

石川県告示第667号

いしかわ子ども総合条例 (平成19年石川県条例第18号) 第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成20年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配給会社名
映 画	妹のつぼみ いたずら妄想	オ ー ピ ー 映 画
"	色情セレブ妻 秘められた欲望	新 東 宝 映 画
"	老人とラブドール - 私が初潮になった時...	新 日 本 映 像
"	わいせつ性楽園 ~おじさまと私~	オ ー ピ ー 映 画
"	熟女と新人巨乳 したがる生保レディ	"
"	新日本映像ニュース<老人とラブドール - 私が初潮になった時...>	新 日 本 映 像

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成20年12月 8 日

石川県告示第668号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第 1 項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成20年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ -)	発 行 所 名
月 刊 誌	北陸ナイトイマガジン 2009年 1 月号 (0 8 0 1 1 - 0 1)	ナ イ タ イ 出 版 (株)
"	シティヘブン北陸版 2009年 1 月号 (0 4 3 3 3 - 0 1)	(株)エィダブリュコーポレーション 金 沢 営 業 所

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成20年12月 8 日

石川県告示第669号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成20年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

輪島市門前町鹿磯式四25、26、32、33の甲 1、33の甲 2、33の乙、33の丙、34、35、36の甲 1 から36の甲 3 まで、36の乙

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第670号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成20年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林の所在場所
金沢市福久町元字月浦ヌ 1、参字 2 の16、 6
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第671号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成20年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 認可年月日
平成20年12月 9 日
- 2 認可を受けた者の名称
石川県
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
珠洲市狼煙町ヲ部154番、155番、156番及び狼煙町ワ部52番に接する国有海浜地の地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点のうち の地点から の地点を順次に結んだ線、 の地点から の地点までを順次に結ぶ防波堤と公有水面との境界及び の地点と の地点を結んだ線並びに の地点と の地点を結ぶ平成16年春分の満潮位 (D.L. + 0.18メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
の地点 狼煙港第二北防波堤灯台（北緯37度31分18.94秒、東経137度19分55.96秒）から285度25分 5 秒467.26メートルの地点

の地点	の地点から	81度49分59秒	20.26メートルの地点
の地点	の地点から	167度58分21秒	1.55メートルの地点
の地点	の地点から	77度57分20秒	13.60メートルの地点
の地点	の地点から	167度57分25秒	111.72メートルの地点
の地点	の地点から	77度56分28秒	0.78メートルの地点
の地点	の地点から	167度57分21秒	13.85メートルの地点
の地点	の地点から	257度57分10秒	9.28メートルの地点
の地点	の地点から	167度57分37秒	4.65メートルの地点
の地点	の地点から	257度57分13秒	3.22メートルの地点
 - (3) 面積
3,031.04平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地

- 5 埋立て免許年月日及び番号
平成16年10月26日 石川県指令水第3248号
- 6 法第22条第 3 項の市町村名
珠洲市

石川県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。
なお、その関係図面は、平成20年12月19日から平成21年 1 月13日まで縦覧に供する。

平成20年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
瓜生能瀬線	下記区間を道路区域から除外する。				県 央 土 木 総 合 事 務 所 津 幡 土 木 事 務 所
	河北郡津幡町字興津メ 5 番 1 地先から		5.10 ~ 23.80	929.0	
	河北郡津幡町字興津池47番地先まで				

公 告**政府調達に関する協定に係る入札公告**

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成 7 年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成20年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容**(1) 調達役務の名称及び数量**

- ア 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その 1） 一式
- イ 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その 2） 一式
- ウ 県庁舎清掃管理業務委託（警察本部庁舎） 一式

(2) 調達案件の仕様等

調達をする特定役務に関し、石川県知事が入札説明書で指定する内容等であること。

(3) 履行期限

平成22年 3 月31日

(4) 履行場所

石川県金沢市鞍月地内

(5) 入札方法

(1)の調達役務ごとにそれぞれ入札する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 平成20年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成20年石川県告示第205号）に基づき、競争入札参加資格の審査において A の等級に格付けされた者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」という。）の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営む者であること。
- (4) 業務責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ、業務責任者に連絡をしてから 1 時間以内に清掃に着

手できる者であること。

- (5) 業務責任者、作業責任者及び副作業責任者を専任で 1 名以上配置できる者であること。
- (6) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。
- (7) ビル衛生管理法に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院（延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）の清掃業務を平成18年 1 月 1 日以後、12箇月以上継続して誠実に履行した実績を有し、当該業務の履行が可能であると認められる者であること。

3 入札参加資格者確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務ごとにそれぞれ入札参加資格者確認申請書に 2(4)から(7)までの資格を証明できる書類を添付して、平成21年 1 月15日（木）までに 4(1)の場所に提出しなければならない。ただし、提出期限終了後も随時受け付けるが、入札参加資格者確認審査が入札に間に合わないことがある。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ

電話番号 076 - 225 - 1261

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において手渡し

- (3) 入札説明会

実施しない。

入札説明書について質問等がある場合は、文書により平成21年 1 月23日（金）午後 5 時45分までに(1)の場所に必着するよう提出すること。

- (4) 入札書の受領期限

平成21年 1 月30日（金）正午（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。あて先は、(1)の提出場所とする。）

- (5) 開札の日時及び場所

1(1)ア 平成21年 1 月30日（金）午後 2 時00分

1(1)イ 平成21年 1 月30日（金）午後 2 時30分

1(1)ウ 平成21年 1 月30日（金）午後 3 時00分

石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札参加者資格審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。ただし、既に競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。

- (4) この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (5) 契約書の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると石川県知事が判断した入札者であって、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無

無

- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature of services required
Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 1)
Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 2)
Commission to clean Ishikawa Prefectural office (police headquarters)
- (2) Deadline
31 March 2010
- (3) Delivery place
Ishikawa Prefectural Office
- (4) Inquiry section, regarding notice of tender
Property Custody Division, Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa city 920 - 8580 Japan
TEL (076) 225 - 1261
- (5) Time limit of tender
12:00 p.m. 30 January 2009

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成20年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成20年12月4日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 スターシップ農商工連携支援機構
- 3 代表者の氏名
畠 嘉伸
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市浅野本町2丁目9番25号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、中小企業者と農林漁業者に対して、交流の機会の提供及び農商工等連携に関する指導又は助言に関する事業を行い、中小企業者と農林漁業者との有機的な連携により両者の新たな商品、サービスの開発、生産、需要等の開拓等を行い、経営の向上に寄与することを目的とする。

-
- 1 申請のあった年月日
平成20年12月5日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 白山吉野まほろばの郷
- 3 代表者の氏名
太田 政義
- 4 主たる事務所の所在地
白山市吉野タ1の1番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、白山市が掲げる「吉野工芸の里を核とする地域振興策」の実現を目指し、吉野工芸の里、白山吉野オートキャンプ場を訪れる人々や地域住民と、地元作家との交流ならびに地元観光案内人の育成等地域づくりを通じて、吉野地域のみならず白山麓すべての地域の活性化に寄与することを目的とする。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成20年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
蘇 馬 真理子	県内全域	白山市福留町179 - 1 福留クリニック
眞 田 宏 人	"	白山市鶴来古町ワ7 さなだクリニック
熊 谷 将 史 堀 澤 徹 秋 田 千 山 本 晃 山 浦 雅 池 田 直 五十嵐 樹 小久保 厚 谷 口 聡 北 野 雅 克 行 宣	"	羽咋市的場町松崎24番地 公立羽咋病院
原 潤一郎	"	珠洲市野々江町二部1番地1 珠洲市総合病院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う二類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成20年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
浜 蘇 誠 人 田 馬 隆 一郎 齋 藤 正 典	県内全域	金沢市元菊町20番1号 金沢春日クリニック
浜 蘇 誠 人 田 馬 隆 一郎 齋 藤 正 典	"	金沢市元菊町20番1号 金沢春日ケアセンター
松 原 三 郎 山 口 成 良 柳 下 道 子 森 川 恵 一 桃 井 文 夫 今 井 昌 夫 寺 井 克 幸 米 山 英 一 山 口 清 徳 中 岡 健 太 平 川 究 郎 藤 元 君 緑 飛 永 夫 能 見 雅 信 武 田 佑 北 野 康 中 本 子 山 田 和 坂 東 郎 土 島 睦	"	金沢市石引4丁目3番5号 医療法人財団松原愛育会 松原病院

松 田 一 郎

〃

金沢市石引 4 丁目 3 番 5 号 松原病院

土地区画整理事業の施行認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第 4 条第 1 項の規定により、土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

平成20年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称
能美市新工業団地土地区画整理事業
- 施行者の住所及び名称
石川県能美市寺井町た35番地
能美市土地開発公社
- 事業施行期間
平成20年12月19日から平成23年 3 月31日まで
- 施行地区に含まれる地域の名称
能美市粟生町乙、粟生町西、西任田町へ、赤井町は、赤井町ル、赤井町ワ、東任田町北の各一部（地区内に介在する道路及び水路敷を含む。）
- 事務所の所在地
石川県能美市寺井町た35番地
- 施行認可の年月日
平成20年12月11日
- 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 公告の方法
事務所及び能美市役所の掲示板に掲示する。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成20年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
羽咋市太田町へ73番 1、73番 3、73番 4、74番 1、75番 1、76番 1、77番 1 から77番 3 まで、78番 1、三ツ屋町ホ10番 1、11番 1、13番 1、14番 1、太田町へ73番 1 地先水路の無籍地の一部、三ツ屋町ホ10番 1 地先水路の無籍地の一部	緑 地 羽咋市太田町へ73番 3、73番 4、77番 2、77番 3 水 路 羽咋市太田町へ73番 1 地先水路の無籍地の一部、三ツ屋町ホ10番 1 地先水路の無籍地の一部	富山県下新川郡朝日町沼保909番地の 2 株式会社 明文堂

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第133号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月19日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第 2 (一方通行) 七尾警察署管内の表 4, 22 の項を次のように改める。

4	削	除
22	削	除

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 松任警察署管内の表 84, 315, 316 の項を次のように改める。

84	削	除
315	削	除
316	削	除

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 七尾警察署管内の表 62, 63, 64, 191 の項を次のように改める。

62	削	除
63	削	除
64	削	除
191	削	除

別表第 6 (車両通行禁止) 松任警察署管内の表 33 の項を次のように改める。

33	削	除
----	---	---

別表第 11 (最高速度の指定) 寺井警察署管内の表 42, 95, 110 の項を次のように改める。

42	市道下清水出口線	能美市上清水町 41 番地先から 能美市新保町 766 番地 1 先まで	約 1,000 メートル	毎時 40 キロ メートル	終 日	車両 (原動機付 自転車及びけん 引を除く)
95	市道上清水下徳山線	能美市上清水町 55 番地先から 能美市和気町 28 番地 3 先まで	約 2,920 メートル	毎時 40 キロ メートル	終 日	車両 (原動機付 自転車及びけん 引を除く)
110	市道出口三ツ口線 市道下清水出口線	能美市山田町 150 番地先から 能美市上清水町 41 番地先まで	約 3,430 メートル	毎時 50 キロ メートル	終 日	車両 (原動機付 自転車及びけん 引を除く)

別表第 11 (最高速度の指定) 寺井警察署管内の表に次のように加える。

142	市道上清水 21 号線	能美市上清水町 297 番地 1 先から 能美市上清水町 34 番地先まで	約 450 メートル	毎時 40 キロ メートル	終 日	車両 (原動機付 自転車及びけん 引を除く)
143	市道出口 17 号線	能美市出口町 217 番地 1 先から 能美市出口町 38 番地先まで	約 340 メートル	毎時 40 キロ メートル	終 日	車両 (原動機付 自転車及びけん 引を除く)

別表第 11 (最高速度の指定) 松任警察署管内の表 249, 275, 276 の項を次のように改める。

249	町道高尾堀内線	野々市町堀内 5 丁目 11 番地先から 野々市町住吉町 12 番 21 号先まで	約 1,800 メートル	毎時 40 キロ メートル	終 日	車両 (原動機付 自転車及びけん 引を除く)
275		削		除		
276		削		除		

別表第18 (駐車禁止) 松任警察署管内の表28, 200, 223の項を次のように改める。

28	町道太平寺 三馬線	野々市町扇が丘25番533号先から 野々市町白山町5番80号先まで	約1,500 メートル	終日	車両
200	町道高尾 堀内線	野々市町堀内2丁目170番地先から 野々市町住吉町12番21号先まで	約2,000 メートル	終日	車両
223	削除				

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成20年12月19日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
寺内照雄後援会 高松支部	矢野伸一	矢野伸一	かほく市高松キ13番地13	平成20年11月21日

石川県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年12月19日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党 石川県トラック支部	会計責任者	百成政博	安田誠治	平成20年11月25日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
谷本正憲石川県 トラック業界後援会	会計責任者	百成政博	安田誠治	平成20年11月25日
石川県トラック事業政治連盟	会計責任者	百成政博	安田誠治	平成20年11月25日
まさうら友の会	主たる事務所 の所在地	七尾市本府中町チ部32 の4	七尾市小島町八部68の 3	平成20年11月25日
赤坂敏昭後援会	代表者	尾蔵幸雄	河岸喜一	平成20年11月26日

監 査 委 員

行政監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事から通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年12月19日

石川県監査委員 宮 元 陸
同 山 根 靖 則
同 東 方 俊 一 郎
同 喜 田 羊 支 子

第 1 公表の範囲

平成18年度行政監査「公共事業関連附帯施設の安全・安心対策について」の結果に基づき講じた措置について、
通知を受けた事項

第 2 公表の概要

平成18年度行政監査において指摘した事項について、次のとおり通知を受けた。

所属名	監 査 結 果 の 概 要	監査結果に基づき講じた措置
空港企画課 (能登空港 多目的広 場及び第 2 駐車場)	施設案内看板等が設置されていないものや表示 内容、設置方法が不十分なものがあった。 利用者にとって分かりやすいものとなるよう改 善する必要がある。	道の駅への案内標識看板及び周辺施設案内看 板を設置し、利用者に分かりやすい案内表示の 整備に努めた。

